



浜家連 ニュース7月号

第227号

2019年 7月1日発行

発行人 特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会
事務局 〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1752 番地
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール3階
電話 045(548)4816・FAX 045(548)4836
URL <http://hamakaren.jp/>

生物の子育て、そして地域包括ケアシステム

副理事長 稲垣宇一郎

「生物の子育ての仕方は5つに分類されるそうだよ」と生物の事にはめっぽう詳しい友人が話しかけてきました。

私も興味を惹かれましたから、「その5つとは？教えて！」と問いかけました。その内容は面白い話でしたので、簡単にご紹介いたします。

生物の子育ては①メスのみが子育てに当たるもの。これは大部分の哺乳類が該当するそうです。オスとメスの関係は配偶の時だけで、オスは次の繁殖の機会を探しに出かけるタイプです。②はオスのみが子育てに当たるもの。一部の魚類と両生類の一部に見られるそうです。自然観察番組で魚のオスが卵を口いっぱいを含み、孵化するまで懸命に守っているシーンを思い出しました。③はオスとメスが揃って子育てに当たるタイプ。これは多くの鳥類と小型の食肉哺乳類（キツネやタヌキ等）に見られます。④は親は一切子育てにはタッチしないタイプ。これは大部分の昆虫、魚類などに見られます。大潮の時期の魚の集団産卵などはこれに該当するでしょう。そして⑤としてはオスとメス更に血の繋がりのある親戚や兄弟と一緒に子育てに当たるケースです。少数の哺乳類と鳥類が当たるとのことです。なお、人類はこの⑤に該当するとの事でした。

人類については、「高度の知能を備えている為に、生まれた段階では一人では生きていけなく、長い期間に亘って諸々の支援を必要とするので、⑤のような子育ての仕方をベースに、更に血の繋

がりを越えた支援を生み出したのだろうね。」との話でした。

さて、この浜家連ニュース原稿を書いている時（6月中旬）は浜家連として、2020年度予算編成に対して、横浜市、市会各会派、神奈川県に要望書を提出し、話し合いを始めた時期です。

要望書をめくっていると、添付された資料「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）」（厚労省作成）が目にとまりました。

それは、「精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す」との方針を1枚の相関図に描いた資料です。

それを見て、先の子育ての話思い出しました。

まずは、精神障害者の支援に関し、やっと本来の人類の特性に合った方策が示されたと受け取りました。

そして、障害者が地域で安心して暮らせる社会の構築に向けて、家族会も重要な機関として役割を担っていかねければと思いました。

人類は「社会的動物である」と言われております。親子だけでなく、広く社会全体で人を育てていくというやり方は、人類が生存していくために選んだ方策のはずです。地域包括ケアシステム構築の考え方も、そのことを踏まえて作成されたと思うのですが解釈いたしました。



私たちも、最重点要望項目である「精神医療にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に記さ

れている事業内容の具体化、及び諸要望の実現を目指し、力を合わせて参りましょう。

浜家連の動き

.....



☆横浜市及び政党へ要望書の提出、懇談会が行なわれています☆

下表の通り、2020年度予算に向けての要望書提出、懇談会が行なわれています。

我々の思いを伝える数少ない機会です。今後予定されている日本共産党県議員団、健康福祉局との懇談会にご参加下さい。

提出及び懇談先	日程	時間	参加者
立憲・国民フォーラム	6月11日(火)	13:45~14:15	11名
共産党	6月17日(月)	10:00~11:00	14名
公明党	6月17日(月)	13:00~13:45	18名
自民党・無所属の会	6月19日(水)	15:00~15:40	16名
共産党県議員団	7月30日(火)	11:00~12:00	
横浜市健康福祉局	8月19日(月)	13:00~14:30	

●立憲・国民フォーラム横浜市議員団との懇談会について、報告が届いています

立憲・国民フォーラム横浜市議員団との懇談会に出席して 西川進(若杉会)

2019年6月11日(火) 13:45~14:15市議会応接室にて懇談会が開催されました。浜家連からは11名が参加し、市会からは今野典人団長(緑区)以下約20名の議員団が出席した。

懇談会では大羽副理事長から「2020年度予算編成に対する要望書」に基づいて説明した。まず昨年度実施したアンケート結果から当事者の高齢化問題顕在化や回答者全体の約4割が「引きこもり状態」である事などの課題が浮彫りになったことを説明した。最重点要望事項では「地域包括ケアシステムの構築支援事業」の体制構築を強く要望した。特にアウトリーチ事業、入院中の当事者の地域移行に係る事業の着実な遂行・モニタリング等を強く要望した。

説明後には、参加者から個別に要望・意見を述べた。この中では、精神障害者の多くの方が障害年金に収入の大半を頼らねばいけない現状を考慮して、医療費の助成拡大が急務であることや、区役所によって内容の異なる家族教室の

支援強化・内容の充実を要望した。

また、高齢化に伴い利用ニーズの高い「日中サービス



支援型共同生活援助」によるグループホームの整備、特にサテライト型GHの普及など精神疾患患者にも適した形態の普及を強く要望した。区によっては障害者の人数が増えているにも拘らず、区役所のMSW人数が減少している事への改善や引きこもりが長い当事者への援助等家族支援の強化を要望した。

その後、市議員との意見交換では、先日開催された浜家連の総会に出席した議員の方からは、家族会の現状がよく理解できたことや、相談支援事業や社会資源とのつながり方、地域包括ケアシステムの遂行には専門性が問われる事業であるとの認識を述べられた。今後も家族会との関係を強くして支援していきたいとの心強い意見を頂いた。

2020年度予算に向けての要望事項

横浜市、各政党へ提出した要望書の内容は以下の通りです。
紙面の都合上、最重点項目以外については、要望項目のみを記載しました。



<<最重点要望項目>>

1. 厚労省「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進（構築支援）」事業により、精神保健医療福祉体制の構築を具体化してください。

- ・「入院治療」に頼らず、「地域（在宅）で生活しながらの回復」を目指す医療と福祉のより緊密な連携について、国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の事業内容とされているアウトリーチを実現してください。そのために必要な社会基盤の整備計画を策定し、十分な予算措置を講じてください。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの事業内容とされている下記項目について、責任機関部署・担い手・事業内容・開始時期・終了目標時期・予算措置を明示してください。

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
3. ピアサポートの活用に係る事業
4. アウトリーチ事業
5. 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
6. 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
7. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
8. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
9. 精神障害者の家族支援に係る事業
10. その他 包括ケアシステムの構築に資する事業

- ・国と横浜市の既存の個別の各種福祉サービスを切れ目なく利用できる重層的な支援体制づくりに不可欠な、トータルなケアマネジメントとしての計画相談事業を必要な人全員に実施するようにしてください。

2. 「日中サービス支援型共同生活援助」による常時支援付きグループホーム（以下GH）の整備

- ・第3期の市障害者プランで毎年200人分のGHを設置する計画だが、2017年度の実績でGH利用者約4,000人のうち精神障害者は950人にすぎません。
- ・精神障害者向けGHの数が不足しているだけでなく、生活自立度が低いためにGHでの生活で質量共ケアの必要性が高い精神障害者はとかく入居を断られる実態です。
- ・2018年度厚労省報酬改定の「日中サービス支援型」GHの制度を利用することで、重度の精神障害者向けの24時間支援付きGHの設置運営が制度的に可能になりました。またこの制度に義務付けられている短期入所併設によるレスパイト目的の緊急短期入所も可能になります。本事業への参入を希望する事業者の募集を強化してください。
- ・精神障害者向けGH設置運営を申請する事業者が増えない原因を調査し、適切な対策を講じてください。
- ・GH職員の不足は喫緊の課題です。問題を解決するための福祉職の処遇改善やその他の改善

策を徹底検討・実施してください。

3. 危機にある精神障害者への24時間対応訪問介入の施策化

- ・単身または家族と同居している精神障害者が調子を崩して平穏な生活ができない状態になったとき、本人や家族だけの力では問題が解決できません。
- ・他害自傷の恐れがあるため警察に相談して措置入院による解決を図る方法はあるが、それほど重篤でない場合に、第三者である支援者の訪問介入が有効なケースが多いと思われます。
- ・危機にある障害者への24時間対応の多職種訪問介入事業の施策化を検討してください。

4. 医療費の助成拡大

- ・市の重度障害者医療費助成は精神障害者1級の通院のみにしか適用されていません。
- ・1級の精神障害者は重度障害者であると規定されているのに、入院に医療費助成を認めないことは、障害種別による差別です。ただちに改善してください。
- ・県内では、相模原市、鎌倉市、藤沢市、海老名市、大磯町、二宮町が精神障害者2級までを、また茅ヶ崎市、秦野市、綾瀬市、葉山町、清川村が1級入院も、重度障害者医療費助成の対象としています。2級までを助成の対象とすることは財政事情から大幅な対象者増で困難ですが、実現不可能ではないことの実証です。医療費助成の拡充の方法や範囲について真摯に検討してください。
- ・引き続き、県との県基準の改善についての交渉、ならびに全国市長会での全国一律の重度障害者医療費助成制度創設などの国への要請を続けてください。
- ・病院側の事情による差額ベッド利用料を無料にするよう病院を指導してください。

<<医療に関連する要望>>

5. 身体拘束を必要最小限にするため、実地指導を強化
診断書の無料化
精神科入院時の院内の退院促進支援の周知

<<相談支援関係施策の要望>>

6. 各区の福祉保健センターのMSW増員

<<福祉人材の確保>>

7. 福祉人材の確保

<<その他の要望>>

8. 宿泊型生活訓練施設の増設
障害者差別の相談窓口改善
9. 交通運賃割引の適用
10. 家族支援の強化
11. ピアサポート活動の支援
12. 発達障害のある人、行動障害のある人、薬物などの依存症のある人たちに配慮した支援事業の実施



【編集後記】浜家連の要望書を横浜市や各政党へ提出しています。今年度も昨年度と同様の要望項目が数多く並んでいます。我々にとっては切実であっても、理解はするが「ない袖は振れない」とばかりなかなか実現してもらえない。それでも実現に向けて訴え続ける必要があるように思う。

(事務局 中居)